

# 坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

平成30年4月1日

告示第101号

改正 令和2年4月1日告示第76号

改正 令和4年4月1日告示第107号

改正 令和6年12月1日告示第350号

(趣旨)

第1条 この告示は、若年者の本市への定住促進を目的として交付する坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、坂井市補助金等交付規則（平成18年坂井市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（同法第97条に規定する大学院及び同法第108条第2項に規定する短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

(2) 大学生等 大学等に在籍し、認定を申請する当該年度又は翌年度に卒業を予定している学生であって、初めて補助金の交付の申請をする年度の4月1日時点で30歳未満の者をいう。

(3) 既卒者 補助金の交付の申請をする年度の前年度末までに大学等を卒業し、初めて補助金の交付の申請をする年度の4月1日時点で30歳未満の者をいう。

(4) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構又は福井県が貸与する奨学金をいう。ただし、海外留学のための奨学金を除く。

(5) 対象職種 職業安定法（昭和22年法律第141号）第15条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。

(補助金の認定の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする大学生等又は既卒者は、補助金の交付を受ける最初の年度の前年の12月末までに、坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に申請し、認定を受けなければならない。

(1) 大学等の在学証明書又は卒業証明書

(2) 小論文

(3) 奨学金の返済計画書

(4) その他市長が必要と認める書類

(認定の要件)

第4条 前条の規定による認定の申請をする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 前条の規定による認定の申請の日（以下「認定申請日」という。）において、卒業後に奨学金の返還を予定している大学生等又は現に奨学金の返還をしている既卒者であること。
- (2) 認定申請日の属する会計年度の翌年度（大学生等において翌年度が引き続き大学生等である場合は、翌々年度）において、正規雇用により対象職種の事務所、事業所等に就職する意思がある者（自ら事業を営む者にあつては、当該事業を開始する意思がある者）であること。
- (3) 認定申請日において、卒業後に市内に定住する意思がある大学生等（現に市内に住所を有し、卒業後も引き続き定住する意思のある者を含む。）又は県外に住所を有し、市内に定住する意思がある既卒者であること。

（認定）

第5条 市長は、第3条の申請を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を決定しなければならない。

2 市長は、認定の可否を決定したときは、坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金認定決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

（認定の決定を受けた者の状況の報告）

第6条 前条の規定による認定の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 個人情報（氏名、住所、電話番号等）に異動が生じる場合
- (2) 離職、廃業又は転職する場合
- (3) 市外へ転出する場合
- (4) 奨学金について、繰上返還又は減額返還を行う場合
- (5) 認定申請を取り下げる場合又は認定を辞退する場合
- (6) その他届出の必要があると認められる場合

（補助対象者）

第7条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 奨学金の貸与を受けていた者で、奨学金の返還を延滞していないこと。
- (2) 市内に住所を有していること。
- (3) 正規雇用により、対象職種の事務所、事業所等に就業している者（自ら営業を営もうとする者を含む。）であること。ただし、看護職（看護師、准看護師又は助産師をいう。以下同じ。）及び保育士以外の公務員として働く者を除く。
- (4) 国、県又は本市の奨学金返還支援、又は移住支援を受けていないこと。
- (5) 補助金交付申請時において、市税を完納していること。
- (6) 第5条に規定する認定を受けていること。

（補助事業の経費の範囲）

第8条 補助事業の経費の範囲は、補助金の交付を受けようとする会計年度に返還を行った奨学金の返還に要する費用とする。

（補助金の額）

第9条 補助金の額は、年間20万円（次条第1項及び第2項に規定する補助期間の1年目及び最終年度においては10万円）を限度とする。

（補助対象期間）

第10条 補助対象者として認定された者に対する補助金の交付期間は、継続して6年間（看護職又は保育士であって市内の事業所に就業した場合は、継続して9年間）とする。

（補助金の交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする会計年度の3月末までに、坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）卒業証明書（認定申請日において大学等に在籍していた者に限る。）

（2）事務所、事業所等との雇用関係が分かる書類（就業証明書（様式第4号）、その他就業が証明できる書類。自営業の場合は、当該事業を営むことを証明する書類）

（3）住民票の写し

（4）奨学金の返還を証する書類

2 市長は、前項各号に規定する書類のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部を省略させることができる。

（補助金の交付決定等）

第12条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その額について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付について決定したときは、坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条 市長は、前条第2項の規定により、補助金の額について通知したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（認定の取消し及び再認定）

第14条 補助金の交付を受けている者が、第7条に規定する要件を満たさなくなった場合は、認定を取消し、当該取消し事由が発生した日の属する年度の翌年度以降の期間は、交付対象としないものとする。

2 認定の取消しを受けた者が、再度第7条の要件を満たさず場合で、事前に第6条に規定する状況報告を行っており、市長が特別な理由があると認める場合においては、認定の申請を行うことができる。この場合において、認定を受け、補助金の交付を受けるときは、補助対象期間からすでに補助金の交付を受けた期間を除くものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の坂井市UIJターン奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の補助対象者から適用し、同日前の補助対象者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の補助対象者から適用し、同日前に認定を受けた者については、なお従前の例による。ただし、第11条及び第12条の規定についてはこの限りではない。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

坂井市長 様

坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金認定申請書

支援対象者として認定を受けたいので、坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住 所 (申請時点での住所)	〒
	ふりがな 氏 名	印 ※署名または記名押印
	生年月日	
	電話番号	
	Eメールアドレス	
修学先	学校名 (学部、学科、専攻等 まで記載すること)	
	所在地	〒
	在籍学年	
	卒業 (予定) 年月	年 月 (予定)
借受奨学金	名 称	
	区分 (該当に○)	無利子 ・ 有利子
	金 額	円/月 (総額 円)
	借受期間	
就職予定先	対象職種	
	会社名	
	所在地	〒

年 月 日

様

坂 井 市 長  
(公 印 省 略)

坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金認定決定通知書

年 月 日付で申請のあった坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金認定申請については、次のとおり（認定・却下）したので通知します。

- 1 （認定・却下）者

坂井市長様

申請者 住 所：

ふりがな  
氏 名： ⑩

生年月日： 年 月 日（満 歳）  
電話番号： ※署名または記名押印

坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金交付申請書兼請求書

坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金の交付を受けたいので、坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。  
また審査にあたり、市に対して納付すべき税等の納付状況について、市長が調査することに同意します。

補助金交付申請額	金 _____ 円
事業所名 事業所の所在地	
就業開始日	年 月 日
添付書類 (添付書類に 確認をして☑)	<input type="checkbox"/> 卒業証明書（認定申請日において大学等に在籍していた者に限る。） <input type="checkbox"/> 事業所との雇用関係がわかる書類（就業証明書等）、または自営業の場合は当該事業を営むことがわかる書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 年度内に奨学金を返還した額を証明できる書類 <input type="checkbox"/> その他 （ _____ ）
補助金の振込先	金融機関名 _____ 支店名 _____ <input type="checkbox"/> 座種別 _____（普通・当座） <input type="checkbox"/> 座番号 _____ <input type="checkbox"/> 座名義人 _____ （フリガナ） _____

坂井市長 様

所在地

事業所名

代表者名

印

※署名または記名押印

電話番号

担当者名

### 就業証明書

坂井市定住促進奨学金返還支援事業費補助金（交付）申請書にあたり、下記のとおり相違ないことを証明します。

#### 記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務地所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
雇用形態	<input type="checkbox"/> 週30時間以上の無期雇用である。 <input type="checkbox"/> 正規雇用である。
備考	

